

(証券コード 8986)

2021年12月1日

投資主各位

東京都中央区銀座六丁目2番1号

大和証券リビング投資法人

執行役員 正田 郁夫

第14回投資主総会招集ご通知

拝啓 投資主の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本投資法人の第14回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、**投資主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の再拡大防止のため、基本的な感染防止策の徹底にご協力お願い申し上げます。**また、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ですが後記の投資主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書面に賛否をご記入のうえ、2021年12月20日（月曜日）午後5時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項の規定に基づき、規約第24条におきまして「みなし賛成」に関する規定を定めております。

従いまして、**当日ご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案について、出席した投資主様の議決権の数に算入され、かつ、賛成されるものとみなしてお取扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。**

敬 具

(本投資法人規約抜粋)

第24条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうち相対する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定の定めに基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

記

1. 日 時 2021年12月21日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
 グラントウキョウノースタワー 18階
 （末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 投資主総会の目的事項

決 議 事 項

- 第1号議案 規約一部変更の件
第2号議案 執行役員1名選任の件
第3号議案 補欠執行役員1名選任の件
第4号議案 監督役員2名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主1名を代理人として、投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎投資主総会参考書類を修正する場合の周知方法
投資主総会参考書類に記載すべき事項について、本投資主総会の前日までの間に修正する必要が生じた場合は、修正事項を本投資法人のホームページ (<https://www.daiwa-securities-living.co.jp/>) に掲載いたしますので、ご了承ください。
 - ◎本投資主総会においては、新型コロナウイルス感染症の国内における感染状況等を踏まえ、感染拡大防止に向けた対応を実施いたします。詳細は、後記「新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応について」をご確認いただきますようお願い申し上げます。また、今後の状況により本投資主総会の運営に変更が生じる可能性がございます。変更がある場合には本投資法人のホームページ (<https://www.daiwa-securities-living.co.jp/>) に掲載いたしますので、あわせてご確認くださいようお願い申し上げます。
 - ◎従前投資主総会終了後に開催しておりました、本投資法人の資産運用会社による「運用状況報告会」は、投資主の皆様への会場滞在時間の短縮を目的として、開催しないこととしました。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。
 - ◎本投資主総会にご出席の投資主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応について

本投資法人は、新型コロナウイルス感染症の国内における感染状況を踏まえ、投資主の皆様の安全の確保及び感染拡大防止のため、経済産業省及び法務省が2020年4月2日付で公表した「株主総会運営に係るQ&A」（その後の更新を含みます。）を参考に、以下の対応を行うことを予定しております。投資主の皆様のご理解及びご協力をお願い申し上げます。

<投資主の皆様へのお願い>

- ・本投資主総会の議決権は、書面によって行使することもできます。特にご高齢の方、基礎疾患がある方、妊娠されている方、その他健康状態にご不安のある方におかれましては、接触感染リスク低減のため、本投資主総会へのご来場をお控えいただき、同封の議決権行使書面の事前郵送による議決権行使をご検討いただきますようご協力お願い申し上げます。
- ・本投資主総会へのご出席を検討されている投資主様におかれましては、投資主の皆様を第一に、ご自身の健康状態や開催日時点の新型コロナウイルス感染症の流行状況、行政機関の対応状況にご留意いただき、くれぐれもご無理をなさらないようお願い申し上げます。

<来場される投資主様へのお願い>

- ・当日の会場では、新型コロナウイルス感染リスク低減の観点から、座席間隔を広くとる予定のため、例年に比べて少ない座席数のご用意となり、十分な数のお席を確保できない可能性がございます。万が一お席がご用意できない場合、会場内へのご入場を制限させていただく場合がございますので、あらかじめご了承くださいませようようお願い申し上げます。
- ・役員、補欠役員候補者及び総会運営スタッフは、マスク等を着用した状態で対応をさせていただきますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。
- ・ご来場の投資主様におかれましては、マスク等を着用の上で会場へお越しいただき、会場受付でアルコール消毒液による手指の消毒にご協力いただきますようお願い申し上げます。ご協力いただけない場合は、会場へのご入場をお断りする場合がございます。

- ・会場入口での体温測定を実施させていただきます。測定時に37.5℃以上の発熱や咳などの症状をお持ちの投資主様には、本投資主総会への入場をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ・本投資主総会中に体調不良と見受けられる方には、運営スタッフがお声掛けをさせていただきます、ご退席いただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ・上記の各対応により、会場受付が混雑する場合があります。当日は、午前9時30分に開場いたしますので、会場へお越しいただく際は、お時間に余裕をもってご来場くださいますようお願い申し上げます。
- ・上記の他、本投資主総会の秩序維持及び新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、必要な措置を講じる場合がございますので、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

なお、今後の状況の変化や行政機関による指導・要望等によっては、本投資主総会の延期又は会場の変更、上記の対応方法の変更に関するお知らせ等を本投資法人のホームページ (<https://www.daiwa-securities-living.co.jp/>) に掲載する場合がございますので、あわせてご確認くださいようお願い申し上げます。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

1. 規約変更の理由

- (1) 2019年7月4日改正の企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（関連して新たに制定又は改正された会計基準及び適用指針を含みます。）の適用に伴い、資産評価の方法に関して所要の変更を行うものです（現行規約第14条関係）。
- (2) 本投資法人の役員会の招集及び議長の定めについて、必要な字句の追加及び修正を行うものです（現行規約第30条関係）。

2. 規約変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分です。)

現行規約	変更案
<p>第14条（資産評価の方法、基準及び基準日）</p> <p>1. （記載省略）</p> <p>(1)～(2)（記載省略）</p> <p>(3) 第11条第3項に定める不動産対応証券、第4項第3号及び第4号に定める有価証券</p> <p><u>当該不動産対応証券及び有価証券の市場価格がある場合には、市場価格に基づく価額（金融商品取引所における取引価格、証券業協会等が公表する価格又はこれらに準じて随時、売買換金等を行うことができる取引システムで成立する取引価格をいう。以下同じ。）とする。市場価格がない場合には、合理的に算定された価額とする。但し、資産流動化法第2条に定める優先出資証券については、上記のような市場価格及び合理的に算定された価格がない場合には、取得原価で評価することができる。</u></p>	<p>第14条（資産評価の方法、基準及び基準日）</p> <p>1. （現行どおり）</p> <p>(1)～(2)（現行どおり）</p> <p>(3) 第11条第3項に定める不動産対応証券、第4項第3号及び第4号に定める有価証券</p> <p><u>満期保有目的の債券に分類される場合は取得原価をもって評価する。但し、債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額をもって評価する。その他有価証券に分類される場合は、時価をもって評価する。但し、市場価格のない株式等は、取得原価にて評価する。</u></p>

現行規約	変更案
<p>(4) 第11条第4項第5号に定めるデリバティブ取引に係る権利</p> <p><u>金融商品取引所に上場している取引により生じる債権及び債務は、当該金融商品取引所の最終価格（終値、終値がなければ気配値（公表された売り気配の最安値若しくは買い気配の最高値、又はそれらがともに公表されている場合にはそれらの仲値））に基づき算出した価額とする。同日において最終価格がない場合には、同日前直近における最終価格に基づき算出した価額とする。金融商品取引所の相場がない取引により生じる債権及び債務は、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額が得られればその価額とする。公正な評価額を算出することが極めて困難と認められる取引については、取得価額をもって評価する。一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行によりヘッジ取引と認められるものについては、ヘッジ会計が適用できるものとする。また、金融商品会計基準に定める金利スワップの特例処理の要件を充足するものについては、金利スワップの特例処理を適用できるものとする。</u></p> <p>(5)～(7)（記載省略） 2～4.（記載省略）</p>	<p>(4) 第11条第4項第5号に定めるデリバティブ取引に係る権利</p> <p><u>デリバティブ取引により生じる正味の債券及び債務は、時価をもって評価する。一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行によりヘッジ取引と認められるものについては、ヘッジ会計が適用できるものとする。また、金融商品会計基準に定める金利スワップの特例処理の要件を充足するものについては、金利スワップの特例処理を適用できるものとする。</u></p> <p>(5)～(7)（現行どおり） 2～4.（現行どおり）</p>

現行規約	変更案
<p>第30条（役員会の招集及び議長）</p> <p>1. 役員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、執行役員が1名の場合は<u>その執行役員が、執行役員が2名以上の場合は、役員会においてあらかじめ定めた順序に従い執行役員の1名がこれを招集し、その議長となる。</u></p> <p>2. 役員会を招集するには、役員会の日の3日前までに、<u>各役員に対して招集通知を発することとする。但し、役員全員同意を得て、招集期間を短縮し、又は招集の手続を経ることなく開催することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p>第30条（役員会の招集及び議長）</p> <p>1. 役員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、執行役員が1名の場合は<u>当該執行役員が、執行役員が2名以上の場合は、役員会においてあらかじめ定めた順序に従い執行役員の1名がこれを招集する。</u></p> <p>2. 役員会の招集通知は、役員会の日の3日前までに、<u>執行役員及び監督役員全員に対して発するものとする。但し、執行役員及び監督役員全員同意があるときは、招集手続を経ることなく役員会を開催することができる。</u></p> <p>3. <u>役員会の議長は、役員会においてあらかじめ定めた順序に従い執行役員又は監督役員の1名がこれに当たる。</u></p>

第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員正田郁夫及び鈴木俊一から、任期調整のため本投資主総会の終結の時をもって辞任する旨の申し出があったため、本投資主総会において執行役員1名の選任をお願いするものです。なお、本議案における執行役員の任期は、投信法第99条第2項及び規約第28条第1項但書の規定を適用し、就任する2021年12月21日より、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される執行役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとします。

また、本議案は、2021年11月17日開催の役員会において、本投資法人の監督役員全員の同意によって提出された議案です。

執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職
うら た よし お 浦 田 喜 雄 (1960年9月2日)	1983年4月 大和証券株式会社（現 株式会社大和証券グループ本社）入社
	2004年7月 大和証券エスエムビーシー株式会社（現 大和証券株式会社）機関投資家営業部長
	2007年4月 同社 執行役員 エクイティ・セールス担当
	2010年1月 大和証券キャピタル・マーケット株式会社（現 大和証券株式会社）執行役員 グローバル・エクイティ・セールス担当 兼 グローバル・マーケット業務副担当
	2011年4月 同社 常務執行役員 アジア・オセアニア担当 兼 大和証券キャピタル・マーケット香港リミテッド会長
	2012年1月 株式会社大和証券グループ本社 常務執行役員 アジア・オセアニア担当 兼 大和証券キャピタル・マーケット香港リミテッド会長 兼 大和証券キャピタル・マーケットシンガポールリミテッド会長
	2013年4月 大和住銀投信投資顧問株式会社 専務取締役 兼 専務執行役員 業務本部長 兼 トレーディング担当役員
	2018年4月 同社 専務取締役 兼 専務執行役員 リスク管理部門担当役員 兼 IT統括担当
	2019年4月 三井住友DSアセットマネジメント株式会社 専務執行役員
	2021年3月 同社 退任

1. 上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を保有しておりません。
2. 上記執行役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
3. 本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしています。上記執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠執行役員1名の選任をお願いするものです。本議案において選任された補欠執行役員が執行役員となった場合の任期についても、規約第28条第1項第三文の定めに基づき、投信法第99条第2項及び規約第28条第1項但書の規定が適用されます。

なお、本議案において、補欠執行役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、規約第28条第2項の定めに基づき、第2号議案における執行役員の任期が満了する時までとなります。

また、本議案は、2021年11月17日開催の役員会において、本投資法人の監督役員全員の同意によって提出された議案です。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職
にし がき よし き 西 垣 佳 機 (1969年1月28日)	1992年4月 シティトラスト信託銀行株式会社 入社
	2004年5月 株式会社ダヴィンチ・アドバイザーズ 入社
	2006年2月 株式会社ダヴィンチ・セレクト (現 大和リアル・エステート・アセット・マネジメント株式会社) 転籍
	2007年3月 同社 IR総合企画部長
	2008年3月 同社 代表取締役社長
	2008年11月 大和証券オフィス投資法人 執行役員
	2010年5月 大和リアル・エステート・アセット・マネジメント株式会社 代表取締役副社長
	2011年2月 同社 代表取締役副社長 助言業務部長
	2012年4月 同社 代表取締役副社長 ファンド運用部長
	2013年10月 同社 代表取締役副社長 営業推進部長 兼 ファンド運用部長
	2014年4月 同社 代表取締役副社長 ファンド運用部長
	2017年4月 同社 代表取締役副社長 ファンド本部長 兼 ファンド運用部長
	2019年4月 同社 代表取締役副社長 ファンド本部長
2021年6月 同社 代表取締役副社長 ファンド本部長 兼 サステナビリティ推進室長 (現任)	

1. 上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の投資口を保有しておりません。
2. 上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の資産運用会社である大和リアル・エステート・アセット・マネジメント株式会社の代表取締役副社長 ファンド本部長 兼 サステナビリティ推進室長であります。
3. 上記補欠執行役員候補者と本投資法人の間には、上記の他、特別の利害関係はありません。
4. 上記補欠執行役員については、就任前に本投資法人の役員会の決議をもってその選任の取消しを行う場合があります。
5. 本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしています。上記補欠執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

第4号議案 監督役員2名選任の件

監督役員藪田広平、永峰潤及び中田ちず子から、任期調整のため本投資主総会の終結の時をもって辞任する旨の申し出があったため、本投資主総会において監督役員2名の選任をお願いするものです。なお、本議案における監督役員の任期は、投信法第101条第2項が準用する投信法第99条第2項及び規約第28条第1項但書の規定を適用し、就任する2021年12月21日より、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される監督役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとします。

監督役員候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職
1	たか い あき みつ 高井章光 (1968年6月5日)	1995年4月 あさひ法律事務所(現 あさひ法律事務所、西村・あさひ法律事務所) 入所 1999年6月 須藤・高井法律事務所 共同パートナー 2010年9月 ジャパンサイクル株式会社 監査役(現任) 2016年6月 株式会社テイクアンドギヴ・ニーズ 社外監査役(現任) 高井総合法律事務所 代表(現任) 2017年6月 株式会社NEW ART HOLDINGS 社外監査役(現任) 2020年11月 株式会社コジマ 社外取締役(監査等委員)(現任) 2021年2月 株式会社ノダ 社外取締役(現任)
2	なか た ちず こ 中田ちず子 (1956年9月29日)	1981年11月 クーパース・アンド・ライブランド会計事務所 入所 1984年3月 公認会計士登録 中田公認会計士事務所 代表(現任) 1996年7月 株式会社中田ビジネスコンサルティング 代表取締役(現任) 2000年5月 税理士登録 2014年8月 日本ヘルスケア投資法人 監督役員 2015年12月 日本農薬株式会社 監査役 2020年4月 本投資法人 監督役員(現任) 2020年6月 日本農薬株式会社 社外取締役(監査等委員)(現任)

1. 上記監督役員候補者は、いずれも本投資法人の投資口を保有しておりません。
2. 上記監督役員候補者中田ちず子は、現在、本投資法人の監督役員として執行役員の職務執行全般を監督しております。
3. 上記監督役員候補者と本投資法人の間には、上記の他、いずれも特別の利害関係はありません。

4. 本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしています。上記監督役員候補者が監督役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

参考事項

本投資主総会に提出される議案のうち相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項の規定に基づく規約第24条に定める「みなし賛成」の規定の適用はございません。

なお、上記の第1号議案乃至第4号議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しておりません。

以 上

第14回投資主総会会場ご案内図

会 場	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 Grantウキョウノースタワー 18階	
最寄駅	J R線 東京駅より (直結)	徒歩約1分
	丸ノ内線 東京駅より (地下直結)	徒歩約4分
	東西線 大手町駅より (地下直結)	徒歩約4分
	東西線・銀座線 日本橋駅より	徒歩約4分
	半蔵門線 三越前駅より	徒歩約5分



お願い：会場には駐車場のご用意がございません。また、当日ご来場の際には会場周辺道路の混雑が予想されますのでお車でのご来場はご遠慮願います。

当日は本投資法人の資産運用会社による「運用状況報告会」は行いませんので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。